

船橋市立前原中学校 PTA

個人情報取扱規則

令和6年4月

船橋市立前原中学校 PTA 事務局

前原中学校 PTA 個人情報取扱規則

(目的)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」という。）に基づき前原中学校 PTA（以下、「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA 会員名簿及びその他の個人情報データベース（以下、単に「個人情報データベース」という。）の取扱いについて定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則に用いる文言の定義は、個人情報保護法に基づくものとする。

(責任者、管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの責任者は PTA 会長とする。

第4条 本会における個人情報データベースの取扱者は、事務局のみとし、前中サポーターに委任することができる。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

(利用)

第7条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- 1 会費集金、管理、その他の PTA 活動に関する案内や資料、文書の送付
- 2 事務局員および前中サポーター会員の名簿の作成
- 3 本会事務局員、会計監査員の選考
- 4 本会が加入する保険の手続き
- 5 広報紙への掲載や表彰に関する事項
- 6 部活動外部指導員の連絡及び管理
- 7 上記以外の PTA 活動の充実や質の向上に資する事項

(利用目的による制限)

第8条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第9条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理し、不要となった個人情報は管理者の指導のもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第 10 条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第 11 条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- 1 法令に基づく場合
- 2 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- 3 公衆衛生の向上又は生徒の健全育成の推進に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- 4 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(共同利用)

第 12 条 本会は、前原中学校と利用目的の範囲内に限り取得した個人情報を以下の通り共同利用することがある。

- 1 共同利用する項目：会員の氏名、連絡先（住所・電話番号・メールアドレス）、生徒の氏名・クラス
必要に応じ、会員や会員の子どもの写真、要配慮個人情報
- 2 共同利用するものの範囲：前原中学校と本会
- 3 利用目的：第 7 条で定める通り
- 4 当該データの会員の管理責任者：第 3 条で定める通り

(第三者提供に係る記録の作成等)

第 13 条 個人情報を第三者（第 11 条第 1 号から第 4 号の場合及び第 12 条の共同利用の場合を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 提供する対象者の氏名
- 3 提供する情報の項目
- 4 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第 14 条 第三者（第 11 条第 1 号から第 4 号の場合及び第 12 条の共同利用の場合を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 第三者が個人情報を取得した経緯
- 3 提供を受ける対象者の氏名
- 4 提供を受ける情報の項目

5 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

（情報開示等）

第 15 条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

（漏えい時等の対応）

第 16 条 個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

（研修）

第 17 条 本会は、PTA 事務局員に対して、定期的に、個人データの取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

（苦情の処理）

第 18 条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努める。

（改正）

第 19 条 本会の「前原中学校 PTA 個人情報取扱規則」は、総会および PTA 会長が招集する臨時の事務局定例会において改正する。

附則

本規則は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

令和 6 年 4 月 20 日一部改正